

令和3年度 第1回 小平市特別職報酬等審議会 会議要録

1 開催日時

令和4年3月16日（水） 午後2時から午後3時35分まで

2 開催場所

市役所6階 大会議室

3 出席者

小平市特別職報酬等審議会委員 7名（3名欠席）

4 傍聴者

0名

5 会次第

(1) 会議

- ① 事務局職員紹介
- ② 委員の任命
- ③ 副市長挨拶
- ④ 各委員自己紹介
- ⑤ 会長選出（互選）

(2) 審議会

- ① 会長挨拶
- ② 職務代理者の指定
- ③ 諮問の趣旨説明
- ④ 資料説明
- ⑤ 意見交換
- ⑥ 閉会

6 配付資料

- 資料1 小平市特別職報酬等審議会条例
資料2 消費者物価指数（東京都区部）
資料3 東京都26市特別職報酬等改定年月日の推移
資料4 東京都26市特別職の職員の給与月額の状態
資料5 小平市特別職の職員の給与改定の状態（その1・その2）
資料6 小平市の特別職と一般職の給与制度の比較等

資料7 市長・副市長・教育長給与比較

資料8 議長・副議長・議員報酬比較

資料9 議会費の市税に対する構成比

資料10 小平市議会開会数等の状況

資料11 期末勤勉手当支給月数推移

*参考資料（東京都26市の概況）

(1) 人口・面積等

(2) 令和2年度決算状況

(3) 令和2年度財政力指数等

☆小平市特別職報酬等審議会スケジュール

7 内容（要録）

(1) 諮問の趣旨説明

副市長：本市の行財政の状況は、長引く景気低迷の影響を受け、各市と同様、大変厳しい財政状況に置かれている。

こうした厳しい財政状況の中で、小平市第四次長期総合計画に基づき、「つながり、共に創るまち こだいら」の実現に向けて、現在、行財政改革を推進し、財政運営の健全化に取り組んでいる。

特別職報酬等審議会について、東京都26市の状況としては、昨年度に審議会を開催した市が8市、この内、改定のあった市は、1市。本年度は、既に2市が審議されていることを把握している。

また、本市の一般職の給与については、東京都に準じ、昨年度に引き続き改定を見送っている状況にある。

今日、市民の行政に対する要望は、多様化・高度化しており、議員及び市長等の職務と責任は、重要性を増すとともに、高い識見と専門知識が求められている。

本市の特別職の報酬等については、平成9年度までは本審議会に諮問し、意見を頂いたところだが、おおむね20年間、諮問することなく現在に至っている。

こうした情勢を勘案し、現在の議員の報酬及び市長等の給料の額が適正であるかどうかについて、12月までに御審議いただきたい。

なお、御答申いただく内容としては、「改定の有無」について、また、改定の必要性を認める場合は、「改定額」及び「改定期期」について、さらに、審議会の諮問事項ではないが、特別職の期末手当についても、適正な支給率について合わせてお示しいただきたい。

(2) 資料説明

事務局 : 資料 1 について。第 1 条で議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を、本審議会で審議いただくことが、第 2 条で、特別職の報酬等の額に関して、議会に提出するためには、あらかじめ本審議会の意見を聴くことが、それぞれ規定されている。

資料 2 について。消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の商品の価格の平均的な変動を測定するもの。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表したものになっている。現在の報酬等は、平成 8 年に改定してから変わっていないため、平成 8 年を基準としたものも参考として表記している。

資料 3 について。東京都 26 市で比較した特別職の報酬等の改定年月日の推移となっている。星印が付いている、小平市、立川市、府中市、町田市、日野市、東村山市及び西東京市の 7 団体は、類似団体となっている。この類似団体は、総務省が作成する「類似団体別市町村財政指数表」の、「人口」と「産業構造」により設定されている。

資料 4 について。東京都 26 市の特別職の給与月額を比較したもの。市長等の給料は、市長 105 万円、副市長 90 万円、教育長 81 万円、議員報酬は、議長 65 万円、副議長 58 万円、常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長 56 万円、議員 55 万円となっている。

資料 5 について。昭和 40 年に開催された第 1 回審議会から平成 10 年に開催された第 16 回審議会までで、特別職の給与額と改定率の推移をそれぞれ記載している。

資料 6 について。特別職と一般職の給与制度の比較となっている。特別職については、平成 8 年 4 月以降、給与改定は行っていない。一般職については、平成 12 年度までプラス改定されてきたが、平成 14 年度から平成 25 年度まで、平成 16 年度を除いてマイナス改定が続いている。平成 26 年から再びプラス改定に転じるが、平成 28 年度からは据え置きの状況となっている。右側には特別職報酬等と一般職給与の制度を記載している。

資料 7 について。東京都 26 市の市長、副市長及び教育長の給与の比較となっている。

資料 8 について。東京都 26 市の議員の報酬の比較となっている。

資料 9 について。議会費の市税に対する構成割合となっている。最後に審議会が開催された平成 9 年度からを決算ベースで載せている。一番下の令和 2

年度において、市税 310 億 7 千 6 4 6 万 7, 000 円に対し、議会費は 4 億 5 千 9 4 6 万 8, 000 円で、構成比 1. 48 パーセントになっている。

資料 10 について。市議会開会数等の状況となっている。

資料 11 について。期末勤勉手当の支給月数の推移。議員、市長等（市長、副市長及び教育長）及び一般職の職員の比較となっている。令和 3 年度の年間合計月数は、議員が 3. 8 5 月、市長等が、3. 7 5 月、一般職の職員が 4. 4 5 月となっている。

参考資料について。東京都 26 市の概況となっている。1 枚目が各市の人口、面積、議員数、2 枚目が各市の決算状況、3 枚目が令和 2 年度の各市の財政力指数等について、記載されている。

(3) 意見交換

会長 : 質問、意見などがあれば。

会長 : 進行役ではあるが、資料内容について自分の考えを説明したい。

私自身、大学で、社会保障や地方財政を講義しており、小平市の財政状況などは、サンプルとしてよく活用させてもらっている。東京の市部の団体は、全国で比較すると、財政的には比較的よい団体だと思っている。特に小平は、堅実な財政運営をしていると認識している。

生活保護に関する支出のように、支払わなければいけないお金がある一方、ある程度コントロールできる部分として、人件費が挙げられる。しかし、小平市の職員は、人口比で見ると人数が少なく、給与の額面では見えない部分で負担が重いことを一般職の職員はやっているという認識を持っている。そういった中でも、人件費はコントロールできる部分なので、減額されてきた、という歴史があると認識している。

事務局から説明があった資料の中でも、財政力指数などは、知らない人からすると良くわからない数字だと思う。そういった場合でも、是非、質問いただければと思う。こういった数字を使い、東京都の市部だけで比べる、更には類似団体のみで比べる、という手法はよく使われている。

今回、特別職の報酬額について諮問されているが、市のお金の全体的な額からみると、そこまで大きな額ではないものの、象徴的な意味で、小平市を運営していく、特別職の報酬をどう考えるか、というのがこの審議会に課せられた課題ということになるので、是非皆さんのお考えを自由に言っていただきたい。

委員 : 財政力指数の説明があったが、1 を超えると普通交付税が支給されないということは、1 を超えるということはマイナス要因となるのか。

会長 : マイナス要因というよりも、1 を超えていると財政的に余裕があるので、補

助の必要性はないですよ、という意味合いのもの。

委員 : 市の収入をできるだけ増やすためには、1を超えずに普通交付税の支給を受けたほうがいい、という考え方はあるのか。

会長 : それぞれの自治体の財政で、足りない分を補う、という意味合いになる。

委員 : 参考資料の令和2年度決算状況で、小平市の歳出総額に占める人件費の構成比の数字があるが、過去からの推移はどのようになっているか。

また、歳入総額に占める市税の構成比が、東京都26市の平均と比較すると低い数字となっている。小平市の人口は最近伸びてきていると思うが、人口の推移はどのようになっているか。

事務局 : 次回までに資料を用意する。

委員 : 「金額」で見るよりも「比率」で見たほうが、他市や類似団体との比較をしやすいと思うので、お願いしたい。

会長 : 話を広げる形になるが、「類似団体」は全国の自治体で設定されているものなので、小平市と同じ「IV-3」は、東京の市部では7団体となるが、全国では30団体ほどある。今回は、東京の市部だけでの比較資料となっているが、これは、全国の類似団体と比較すると、物価などの違いから、小平市が上位に見えてしまう、という理由もあり、東京の市部だけに限定した資料となっていると理解している。

委員 : 参考資料の最後に記載のある経常収支比率について、注意書きでは、70パーセントから80パーセントまでが適正水準とされている中で、東京都26市では軒並み90パーセント前後となっている。これについての見解は。

会長 : 70パーセントから80パーセントまでの間にある団体はほとんどない。

委員 : 今回、期末手当については、諮問ではなく参考となっていることの趣旨について説明を。

事務局 : まず、小平市特別職報酬等審議会条例第1条では、市長等の「給料」の額が諮問事項となっており、「期末手当」の額については諮問事項となっていないため、諮問はできない。

資料7を見ると、東京都26市の中で、市長等の給料は高い順位に、期末手当は低い順位に、給料と期末手当の合計では平均的な順位にあることがわかる。この合計で比較することが妥当だと考えているため、給料の額だけでなく、期末手当の支給率についても参考という形で、合わせて御審議いただきたいと考えている。

会長 : 過去の審議会での進め方など、調べているかと思うので、教えてほしい。

事務局 : 一例として、令和元年度に審議会を開催している他市の例を見ると、審議のポイントとしては4点ほどあったようだ。1点目は「特別職等の職務」、2点目は「市の概要と財政状況」、3点目は「他市との比較」、4点目は「一般職の

職員の給与の改定状況」。この4点を基に審議していたようだ。

その他に、最近開催された市の議事内容を見ると、第1回目に配布された財政状況等に関する資料についての質疑など、第2回目に公共施設、職員、人件費、税収に関すること、第3回目に前年の人事院勧告の勧告内容、市長等の公務の状況、期末手当の増減、他市との比較などが審議され、第3回目には市長等の給与の増減に対しての具体的な意見が出て、第4回目には答申内容に関して審議されたようだ。

会長 : 今回用意された資料で、ほとんどのところはカバーできる内容だと思う。これらの資料を基に、議論を深めていければと思う。

委員 : 市長が変わったことにより、約20年振りにこの審議会が開催されているものと理解している。特別職等の給料等の金額に関して、どのように審議を進めて行けばいいか、もう少しわかりやすい資料や、約20年間報酬等が変わらなかったことで、どうだったのか、その辺りがもう少しわかる資料があるといいと思う。

委員 : 約20年間、この審議会が開催されなかったのは何故なのか。

事務局 : 前市長が、社会情勢や経済状況を踏まえた結果、この審議会を開催する必要がないと判断していたものになる。

委員 : 資料7の退職手当について、1期4年という表示があるが、2期8年なら単純に2倍の額の退職手当の支給を受けるのか。

事務局 : 1期4年が終わるごとに1千680万円の退職手当が支給されている。

委員 : 資料7の一番右に記載のある、「8千610万円÷4」が実質の年収という考え方でいいか。

事務局 : そのとおり。

委員 : 単純に数字だけを見ると、高額だと感じてしまう。先ほど、他の市の事例で、市長等の公務状況についての議論があった、という話があったが、公務の内容を示していただければ、これだけの公務を行っているのであれば、この報酬額は妥当だ、とか、少ない、多い、といった議論ができると思うので、今回は、市長、副市長、教育長、議員の公務の内容について、示していただきたい。

会長 : 皆様からの意見は次回以降の審議に反映されることと思う。事務局から次回以降の日程について説明を。

事務局 : (次回以降の日程を説明)

会長 : これをもって、本日の審議会を終了する。